

林野庁における竹林整備及び竹材利用に係る対策(令和 5 年度)

➤竹林の整備及び竹材の利用について、国においては所有者や地域住民等が行う伐採等の竹林整備・加工機械・施設等の導入や、生産性向上・消費拡大に係る取組等への支援、グリーン購入法やFITによる利用面での制度措置などにより対策・支援を行っています。

林野庁における竹林整備及び竹材利用に係る対策

事業・制度名	内容	事業実施主体	担当課
森林整備事業	○人工林内に侵入した竹の伐採・除去、間伐等の施業と併せて行う周辺の森林を被圧しつつある竹林の整備を支援	都道府県、市町村、森林所有者、森林組合、森林整備法人等、森林経営計画の認定を受けた者等	整備課
森林・山村多面的機能発揮対策 (地域環境保全タイプのうち「侵入竹除去、竹林整備」)	○地域住民等による侵入竹の伐採・除去や荒廃竹林の整備活動等の取組を市町村等の協力を得て支援 竹・雑草木の伐採・搬出・処理・利用、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等 ○上記活動に使用する以下の機材の購入・賃借料の支援 刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウインチ、軽架線、チップパー、柵等構築物の資材、携帯型GPS機器、林内作業車、薪割り機、薪ストーブ、炭焼き小屋等	地域住民又は森林所有者等からなる3名以上の団体、地域の自治会、NPO法人等	森林利用課
森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策	○特用林産物生産基盤、生産施設等整備の支援 竹林改良、作業道整備、チップパー、竹割機、竹粉製造機、結束機、乾燥施設、木質バイオマス利用促進施設等 ○特用林産物の生産技術向上のための研修、生産資材の生産に必要な林業技術習得のための研修の実施を支援	都道府県、市町村、森林組合、農業協同組合、農事組合法人、林業者等の組織する団体等	経営課、木材利用課
木材需要の創出・輸出力強化対策のうち 国産特用林産物の国際競争強化・生産性向上対策	○需要拡大や生産性向上に向けたモデル的取組を支援	民間団体等	経営課
グリーン購入法	○特定調達品目である「紙類」の原料パルプの一つとして竹パルプを評価		木材利用課
再生可能エネルギーFIT・FIP制度	○竹を含む木質バイオマスによる発電に対して、一定期間固定価格で電力を買取(FIT制度)、又は市場売電後に当該電気供給量にプレミアム単価を乗じた額を交付(FIP制度)		木材利用課

森林整備事業〈公共〉

【令和5年度予算額 125,249（124,718）百万円】
（令和4年度補正予算額 43,900百万円）

＜対策のポイント＞

カーボンニュートラルを見据えたグリーン成長を実現するため、森林吸収量の確保・強化や国土強靱化、林業の持続的発展等を図るべく、**間伐の着実な実施に加え、主伐後の再造林、幹線となる林道の開設・改良等を推進**します。

＜事業目標＞

森林吸収量の確保に向けた間伐の実施（45万ha〔令和3年度から令和12年度までの10年間の年平均〕）

＜事業の内容＞

1. 間伐や再造林、路網整備等

森林環境保全直接支援事業	23,813	(23,774)	百万円
森林資源循環利用林道整備事業	2,999	(2,633)	百万円
林業専用道整備事業	541	(523)	百万円
山村強靱化林道整備事業	2,295	(2,299)	百万円

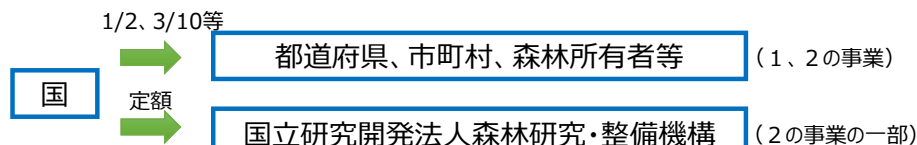
- ① 間伐や再造林等の省力化・低コスト化を進めつつ、適切な森林整備を推進し、健全な森林を育成します。
- ② 林業適地等における、路網の開設・改良・機能回復を支援します。
- ③ 防災上重要な幹線林道の開設・改良を支援し、林道の強靱化を推進します。
- ④ 個別施設計画に基づく緊急性の高い林道施設の老朽化対策を支援します。

2. 豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林の整備

特定森林再生事業	2,061	(2,057)	百万円
水源林造成事業	25,273	(25,261)	百万円

- ① 豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林等について、**公的主体による復旧・整備**を推進します。
- ② **重要インフラ施設周辺の森林整備**を支援することで災害の未然防止につなげます。

＜事業の流れ＞



※ 国有林においては、直轄で実施

＜事業イメージ＞

着実な再造林等に向けた対応

低コスト造林による
再造林面積の確



林業適地における路網整備の推進により
森林施業の効率化を図り再造林等を後押し



- 林業に適した区域内において
- 林道改良の支援を強化
 - 林道の機能回復を新設

林業適地における
資源の適正な管理

多面的機能の
持続的発揮



森林整備事業のICT活用に向けた対応



航空レーザ測量データを基にした路網線形計画策定や、
3次元測量・設計導入による詳細設計作成

国土強靱化等に向けた対応

● 林道施設の老朽化・長寿命化対策

個別施設計画に基づく緊急性の高い
林道施設の老朽化対策を支援



橋梁の老朽化



長寿命化

● 森林作業道の改良・早期復旧対策

森林作業道の早期復旧や被災を予防
するため、継続的に使用される森林作業
道の単体での改良・復旧を支援

※ R4補正予算から措置



法面の崩壊



復旧・開通

【お問い合わせ先】 林野庁整備課（03-6744-2303）

<対策のポイント>

森林の多面的機能の発揮とともに、関係人口の創出を通じた山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、**地域住民や地域外関係者等から構成される活動組織が実施する森林の保安全管理、森林資源の活用を図る取組等を支援します。**

<事業目標>

- 各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合（8割〔令和8年度まで〕）
- 地域外からの活動参加者数（関係人口を含めた活動への参加者数）が増加した活動組織の割合を毎年度増加

<事業の内容>

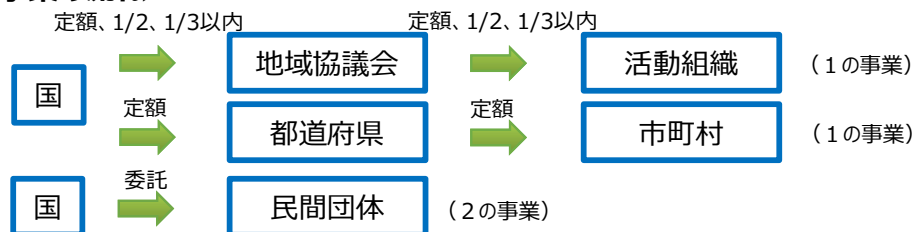
1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 1,009（1,349）百万円

- ① 地域住民や地域外関係者（関係人口）等による3名以上で構成する**活動組織が実施する里山林の保全、森林資源の利活用等の取組を支援します。**
- ② 里山林の保全等（メインメニュー）の活動に組み合わせて実施する、**路網の補修、関係人口の創出・維持等の活動（サイドメニュー）を支援します。**

2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 11（14）百万円

- ① 森林・山村多面的機能発揮対策交付金による**活動の成果を評価・検証**します。
- ② 地域協議会、活動組織を集めた**活動内容の報告・意見交換会等を開催**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

森林・山村多面的機能発揮対策交付金

①メインメニュー

地域環境保全タイプ	森林資源利用タイプ
 里山林の機能を維持するための活動 最大12万円/ha	 侵入竹の伐採・除去活動 最大28.5万円/ha
	 しいたけ原木などとして利用するための伐採活動 最大12万円/ha

②サイドメニュー（メインメニューと組み合わせて実施）

サイドメニュー	
・路網の補修・機能強化等 ・機材及び資材の整備	・関係人口の創出・維持等の活動

地域協議会
都道府県・市町村

・活動組織への支援等



自ら設定する成果目標に基づき活動組織が事業の自己評価（モニタリング調査等）を実施



評価検証事業

- ・活動の成果の評価・検証（モニタリング調査の分析等を含む）
- ・地域協議会、活動組織を集めた報告・意見交換会等

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 林業・木材産業循環成長対策

【令和5年度予算額 7,225,179（－）千円】
（令和4年度補正予算額 49,890,749 千円の内数）

<対策のポイント>

木材需要に的確に対応できる安定的・持続可能な供給体制の構築のため、**木材加工流通施設の整備、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐、木造公共建築物等の整備等**や、**再生林の低コスト化に向けた取組への支援等**、森林資源の循環利用確立に向けた取組を総合的に推進します。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³〔令和3年〕→42百万m³〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

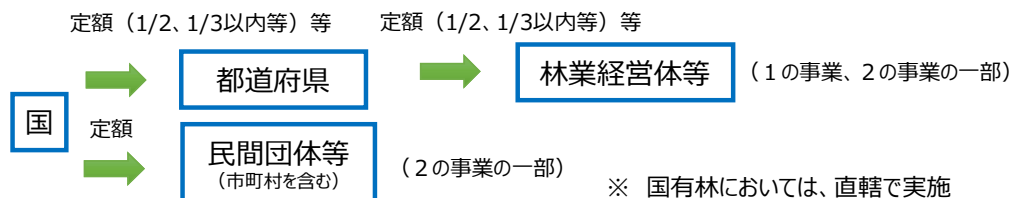
1. 林業・木材産業生産基盤強化対策

林業・木材産業の生産基盤を強化するため、**木材加工流通施設の整備、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐、森林境界の明確化を支援**するとともに、造林に係る新規参入者など**多様な担い手の育成**に対する支援を行います。さらに、**木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設、木造公共建築物等の整備への支援等**、需要拡大の取組を推進します。

2. 再生林低コスト化促進対策

林業の持続性を高める観点から、**一貫作業や低密度植栽等の低コスト造林や川上から川下まで一体となった再生林を推進**します。さらに、成長に優れたエリートツリー等の原種増産技術の開発及び種穂の採取源の確保、コンテナ苗等の増産に向けた施設整備等を推進します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

事業構想（都道府県が作成する5年間の取組方針）の下、国産材の安定的かつ持続可能な供給体制を構築するとともに、川上から川下まで一体となった再生林の推進によりグリーン成長を実現

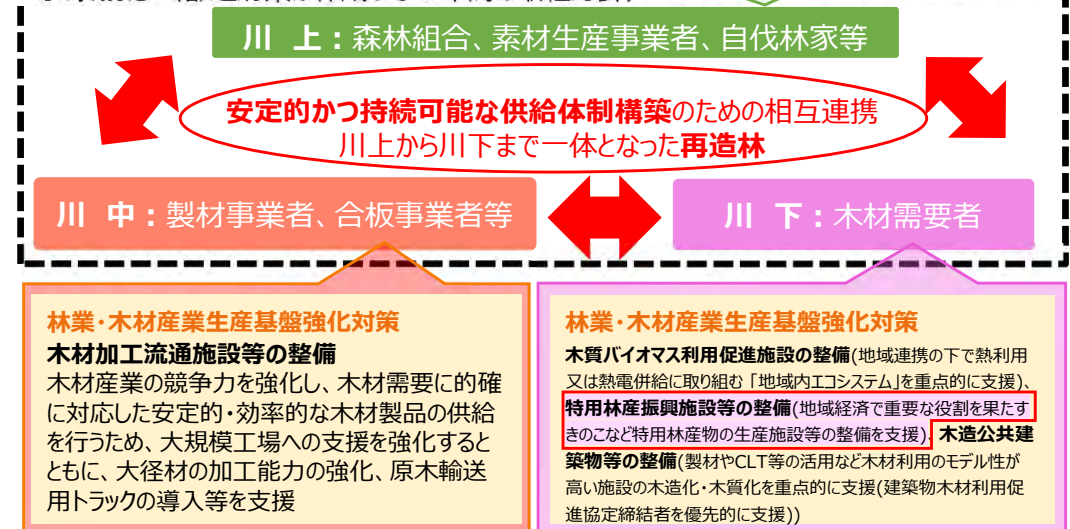
林業・木材産業生産基盤強化対策

間伐材生産（搬出間伐の推進）、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、林業の多様な担い手の育成（造林に係る新規参入や人材の確保・育成等への支援）、**森林整備地域活動支援対策**（施業の集約化に向けた境界の明確化）、**山村地域の防災・減災対策、森林資源保全対策**（鳥獣害、病害虫対策等）

再生林低コスト化促進対策

低コスト再生林対策（一貫作業等による低コスト造林の取組に対して支援）、**コンテナ苗生産基盤施設等の整備、優良種苗生産推進対策**（指定採取源の拡大やエリートツリー等の原種増産技術の開発、採種園の整備等の取組を支援）

事業構想（都道府県が作成する5年間の取組方針）



【お問い合わせ先】 林野庁計画課（03-6744-2082）

<対策のポイント>

地域経済で重要な役割を果たす特用林産物の生産基盤の整備を支援するとともに、生産・加工流通の施設整備を支援

<事業の内容>

1. 特用林産物生産基盤整備

伝統工芸品の原料としても重要な特用樹林（コウゾ・ミツマタ・漆等）などの造成、山菜等の発生環境整備、ほだ場造成等を支援します。

2. 特用林産物生産・加工流通施設整備

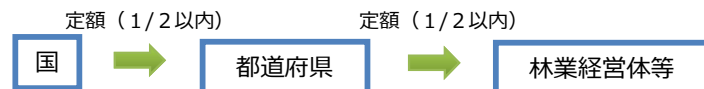
特用林産物の生産性の向上や品質の確保を図るため、生産施設や加工・貯蔵施設の整備等を支援します。

従来の支援に加え、化石燃料を使用しない省エネ機器の導入に取り組む事業者に対する優先採択（ポイント化）の設定のほか、輸入原料に依存しない経営への転換を図るため、おが粉やきのこ原木等を生産する者を支援対象に追加します。

<事業実施主体>

森林組合、農事組合法人、きのこ原木等生産者等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

生産基盤整備



漆林の造成



ほだ場の造成（しいたけ）

生産・加工流通施設整備



人工ほだ場の整備



菌床しいたけ栽培施設の整備



しいたけ出荷施設の整備

拡充内容

○省エネ機器導入の優先採択



省エネ機器（木質ボイラー、ヒートポンプ等）



○きのこ原木等生産者を支援対象に追加



きのこ原木生産者



おが粉生産者

【お問い合わせ先】 林野庁経営課（03-3502-8059）

<対策のポイント>

意欲と能力のある林業経営者をはじめとした多様な担い手の育成を図るため、**林業経営の改善や人材の確保・育成の取組等に対する各種のソフト支援を一体的に実施**します。

<事業の内容>

1. 持続的な林業経営の確立

- 伐採・造林に関する行動規範の策定、伐採・造林の一貫作業体制や木材のサプライチェーンの構築に向けた協議会の開催、経営や生産管理・工程管理の専門家の派遣・指導等、経営改善のための取組を支援します。

2. 出荷ロットの大規模化等の推進

- 共同販売体制の構築に向けた協議会・検討委員会の開催、トップランナーセミナーやマーケティングの研修の開催、需要者ニーズの把握のための市場調査等の実施、川中・川下との直接取引の推進等、生産・販売量及び経営規模の拡大のための取組を支援します。

3. 人材の確保・育成・定着

- 事業主が作成する改善措置についての計画の認定、雇用の改善及び事業の合理化支援、地域の実情に応じた林業就業者に対する技能研修や森林施業プランナー育成のための研修等を支援します。

4. 新たに造林事業を開始する者等の育成

- 再造林等の地域課題に対応し、造林事業の開始、自伐型林業等の推進に当たり必要な技術習得・安全衛生研修の実施、資機材の整備等を支援します。（新規）

5. 労働安全の確保

- 安全作業の研修・訓練、安全衛生指導員等の養成、巡回指導・救助訓練、防護ズボン等の安全衛生装備・装置の導入等を支援します。

6. 特用林産物の担い手の育成

- 特用林産物の生産技術向上のための研修、きのこ原木等生産資材の生産に必要な林業技術習得のための研修の実施を支援します。（新規）

<事業実施主体>

- 1～3の事業：都道府県、市町村、林業経営体等
- 4の事業：都道府県、市町村、新規事業体等
- 5の事業：都道府県、林業・木材製造業労働災害防止協会の都道府県支部、林業経営体
- 6の事業：都道府県、市町村、林業者等の組織する団体

<事業の流れ>



<事業イメージ>

持続的な林業経営の確立

- ・伐採・造林の行動規範の策定
- ・一貫作業体制の構築 等

出荷ロットの大規模化等の推進

- ・共同販売体制の構築
- ・川中・川下との直接取引推進 等

人材の確保・育成・定着

- ・雇用の改善及び合理化支援
- ・林業就業者への技能研修 等

労働安全の確保

- ・安全衛生指導員等の養成
- ・安全衛生装備・装置の導入 等

新たに造林事業を開始する者等の育成

- ・技術習得・安全衛生研修の実施
- ・資機材の整備 等



特用林産物の担い手の育成

- ・生産技術向上のための研修
- ・資材生産に必要な林業技術研修等



高性能林業機械等の導入（ハード支援）
など一定の要件を満たした者へ優先配分

意欲と能力のある林業経営者をはじめとした多様な担い手の育成

【お問い合わせ先】 林野庁経営課（03－3502－1629）

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 木材需要の創出・輸出力強化対策

【令和5年度予算額 391,536（442,113）千円】
（令和4年度補正予算額 49,890,749千円の内数）

＜対策のポイント＞

林業・木材産業のグリーン成長の実現に向けて、**非住宅建築物等の木造化・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用、木材製品の輸出の促進、特用林産物の競争力強化等**による**木材需要の拡大**を支援するとともに、**合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るための支援や情報提供等**を行います。

＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加（31百万m³〔令和2年〕→42百万m³〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 非住宅建築物等木材利用促進事業 69,321（96,465）千円

非住宅建築物等における木材利用の促進に向けて、生産性向上等**木の効果の見える化**※を支援するとともに、地域協議会等に対する**専門家派遣等の技術的サポート**※、**工務店等の支援体制の構築**に関するモデル的取組等を支援します。

※都市（まち）の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援。

2. 「地域内エコシステム」展開支援事業 180,161（－）千円

「地域内エコシステム」を推進するため、モデル構築の取組の加速化や技術開発等を支援するとともに、更なる普及に向けた、先行事例の情報提供や関係者の交流促進等の機能を持つ**プラットフォーム(リビングラボ)の構築**を支援します。

3. 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業 48,520（75,462）千円

産地協議会の設置やセミナー開催等による**木材輸出産地の育成、企業間の連携によるモデル的な輸出の取組**、海外での**木造技術講習会の開催等**を支援します。

4. 「クリーンウッド」実施支援事業 63,080（－）千円

クリーンウッド法に基づく合法性確認の実効性の向上等のため、**事業者による合法性確認の取組や手引き作成の支援、違法伐採関連情報等の提供**を実施します。

5. 国産特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業 30,454（－）千円

特用林産物の新商品開発等の需要拡大やICT化に取り組む**生産者のモデル的取組**、輸出促進に向けた**輸出先国のニーズ・制度等の課題に関する情報収集、知的財産に係る課題解決に向けた実証等**を支援します。

＜事業イメージ＞

効果の実証
情報収集



木の効果の見える化

生産性向上、経済面への影響の実証等により木の効果の見える化する取組等を支援



地域内エコシステムに係るモデル構築や技術開発、横展開のためのプラットフォーム構築等を支援



海外において
木造建築物の技術講習会を開催



「クリーンウッド・ナビ」において
合法伐採木材関係情報を提供

木材関連事業者に対する研修を実施



ICTを用いた生産効率化や消費拡大に向けたモデル的取組の支援

＜事業の流れ＞



定額、委託



民間団体等

【お問い合わせ先】

（1～4の事業）
（5の事業）

林野庁木材利用課（03-6744-2120）
経営課（03-3502-8059）

＜対策のポイント＞

国産特用林産物の国際競争力の強化を図るため、特用林産物の国内需要の拡大とともに、輸出拡大に向けた取り組みを支援します。

＜事業の内容＞

1. 国産特用林産物の需要拡大・生産性向上

- ① 特用林産物の需給動向に係る情報の収集・分析・提供を支援します。
- ② ICT機器を活用した特用林産物の生産効率化、経営の多角化や環境配慮等による付加価値向上等の優良事例、放置竹林や薪炭林の大径化等の課題解決に資する新商品の開発・販路開拓の情報提供を支援します。
- ③ 特用林産物の需要拡大等に取り組む生産者のモデル的取組を支援します。

2. 国産特用林産物の競争力の強化

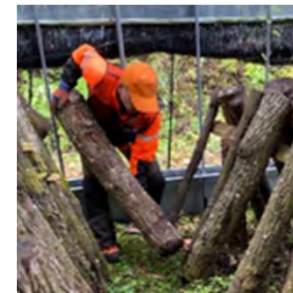
- ① 特用林産物の輸出先国のニーズの把握、輸出産地づくりに向けた生産者団体間の連携強化を支援します。
- ② 輸出先国における衛生及び表示に係る制度等の課題に関する情報収集、栽培きのこの簡易DNA鑑定技術の社会実装等知的財産に係る課題解決に向けた実証を支援します。

＜事業の流れ＞



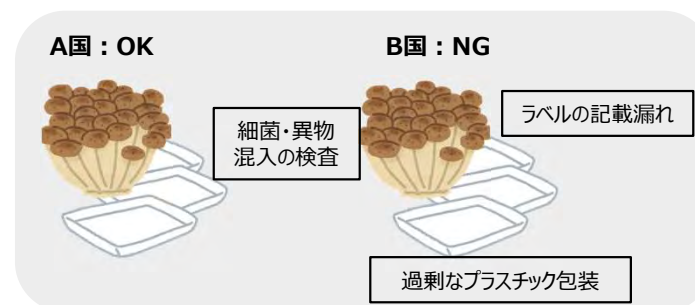
＜事業イメージ＞

1. 国産特用林産物の生産性向上・需要拡大



ICT機器を活用した生産効率化の取組 生産の省力化に向けた取組 特用林産物を活用した事業の多角化

2. 国産特用林産物の競争力の強化



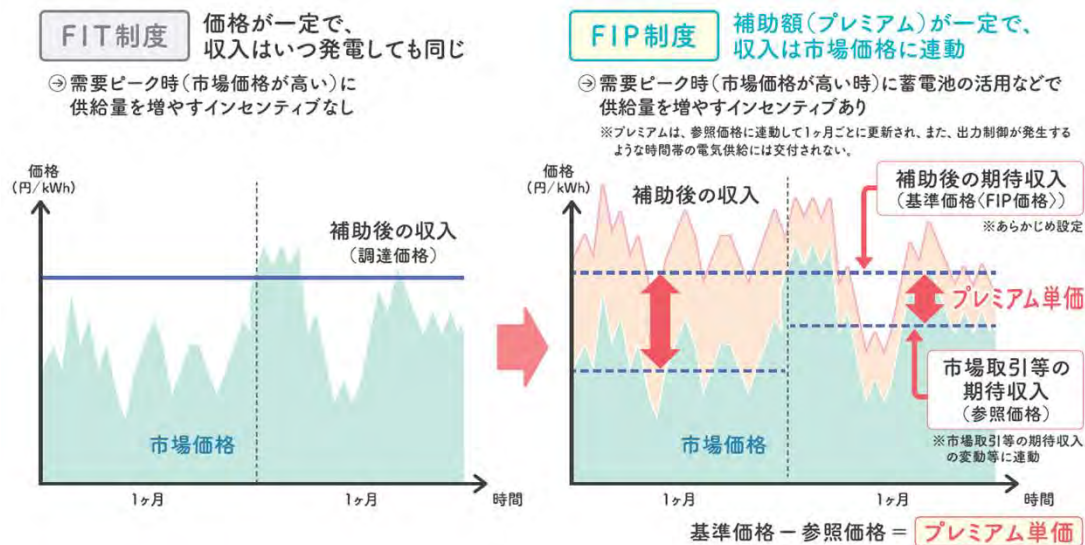
輸出先国の規制等に関する情報収集



簡易DNA鑑定技術の社会実装等に向けた実証

【お問い合わせ先】 林野庁経営課（03-3502-8059）

制度措置(FIT・FIP制度)



調達価格・基準価格及び調達期間・交付期間(令和5年度、令和6年度)

バイオマス	未利用木材 (2,000kW未満)	未利用木材 (2,000kW以上)	一般木材 ※10,000kW 以上は入札	リサイクル 木材
調達価格・ 基準価格 ※1	40円/kWh	32円/kWh	24円/kWh	13円/kWh
調達期間・ 交付期間 ※2	20年間	20年間	20年間	20年間

※1 FIT制度は税を加えた額が調達価格、FIP制度は基準価格

※2 FIT制度であれば調達期間、FIP制度であれば交付期間

木質バイオマス → (令和5年度、令和6年度)

- ・ 50kW未満はFIT制度、2,000kW以上はFIP制度。
- ・ 上記以外はFIT制度又はFIP制度を選択可能。

区分	該当する主な木質バイオマス (竹由来のものを含む)
間伐材等由来の木質バイオマス	① 間伐材 目的樹種の健全な成長を図るための伐採によるもの(侵入竹を含む) ② ①以外の方法により伐採された木材 以下のア～ウから伐採等される木材が対象 ア 森林経営計画対象森林 イ 保安林・保安施設地区 ウ 国有林野施業実施計画対象森林 ＜木質バイオマス証明ガイドラインに準拠した証明・分別管理が必要＞
一般木質バイオマス	① 製材等残材 ② その他由来の証明が可能な木材 ア 森林からの伐採木材 (上記の「間伐材等由来の木質バイオマス」に該当しない木材、竹、輸入材) イ 伐採届等を必要としない木材等 (果樹剪定枝、ダム流木 等) ＜木質バイオマス証明ガイドラインに準拠した証明・分別管理が必要＞
建設資材廃棄物	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)第2条第2項に規定する建設資材廃棄物 木質バイオマス証明ガイドラインに基づく由来の証明のない木材、竹についても、この区分が適用される。